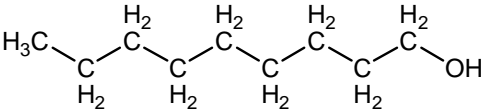


7	CAS 番号：143-08-8	物質名：1-ノナノール
化審法官報公示整理番号：2-217 (アルカノール(C=5~38)) 化管法政令番号：(改正後政令番号*：1-319) 分子式：C ₉ H ₂₀ O 構造式： 分子量：144.25		
		

1. 物質に関する基本的事項

本物質の水溶解度は 140 mg/1,000g (25)で、分配係数 (1-オクタノール/水) (log Kow) は 4.02、蒸気圧は 3.8×10⁻³ mmHg (=0.50 Pa) (25)である。アルキル鎖長が本物質に近いトリデシルアルコール、1-オクタノールの生物分解性 (好氣的分解) は、それぞれ分解性が良好、難分解ではないと判断されている。また、本物質は加水分解性の基を持たない物質とされている。

本物質は化学物質排出把握管理促進法 (化管法) の対象物質見直し (平成 21 年 10 月 1 日施行) により、新たに第一種指定化学物質に指定されている。主な用途は、ファインケミカル中間体と合成香料の原料とされている。また、本物質は、オレンジ、キウイフルーツ、ネクタリン等の植物から発生する揮発性物質である。アルカノール (C=5~38) としての平成 16 年度における製造 (出荷) 及び輸入量は 100,000~1,000,000t/年未満である。

2. ばく露評価

化学物質排出把握管理促進法 (化管法) の対象物質見直し前においては第一種指定化学物質ではないため、排出量及び移動量は得られなかった。Mackay-Type Level III Fugacity Model により媒体別分配割合の予測を行った結果、大気、水域、土壌に等量排出された場合、土壌と水域に分配される割合が多い。

水生生物に対するばく露を示す予測環境中濃度 (PEC) は、公共用水域の淡水域では 0.39 µg/L 程度、海水域では概ね 0.006 µg/L となった。

3. 生態リスクの初期評価

急性毒性値は、藻類では緑藻類 *Pseudokirchneriella subcapitata* の生長阻害における 72 時間半数影響濃度 (EC₅₀) 2,170 µg/L、甲殻類ではニセネコゼミジンコと同属である *Ceriodaphnia cf. dubia* の遊泳阻害における 48 時間 EC₅₀ 361 µg/L、魚類ではメダカ *Oryzias latipes* の 96 時間半数致死濃度 (LC₅₀) 3,200 µg/L、その他ではテトラヒメナ属 *Tetrahymena pyriformis* の生長阻害における 48 時間半数生長阻害濃度 (IGC₅₀) 24,350 µg/L が信頼できる知見として得られたためアセスメント係数 100 を適用し、急性毒性値に基づく予測無影響濃度 (PNEC) 3.6 µg/L が得られた。慢性毒性値は、藻類では緑藻類 *P. subcapitata* の生長阻害における 72 時間無影響濃度 (NOEC) 307 µg/L が信頼できる知見として得られたためアセスメント係数 100 を適用し、慢性毒性値に基づく予測無影響濃度 (PNEC) 3.1 µg/L が得られた。本物質の PNEC は、藻類の慢性毒性値から得られた 3.1 µg/L を採用した。

PEC/PNEC 比は淡水域で 0.1、海水域では 0.002 となるため、情報収集に努める必要があると考えられる。PEC と PNEC の比が 0.1 以上となる地点数は 1 地点のため、本物質については、高濃度検出地点の検出原因に関する情報を中心に情報収集することが望ましいと考えられる。

有害性評価 (PNEC の根拠)			アセスメント係数	予測無影響濃度 PNEC (µg/L)	ばく露評価		PEC/PNEC 比	評価結果
生物種	急性・慢性の別	エンドポイント			水域	予測環境中濃度 PEC (µg/L)		
藻類 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	3.1	淡水	0.39	0.1	
					海水	0.006		

4. 結論

	結論	判定
生態リスク	情報収集に努める必要があると考えられる。	

[リスクの判定] : 現時点では作業は必要ない、 : 情報収集に努める必要がある、 : 詳細な評価を行う候補、 × : 現時点ではリスクの判定はできない
 (): 情報収集等を行う必要性は低いと考えられる、(): 情報収集等の必要があると考えられる。

*注：平成 21 年 10 月 1 日施行の改正政令における番号